

国立研究開発法人国立成育医療研究センター
病院情報システム利用者マニュアル

平成 22 年 4 月 1 日 制定
平成 23 年 5 月 1 日 一部改正
平成 23 年 7 月 30 日 一部改正
平成 28 年 2 月 2 日 一部改正
令和 5 年 12 月 1 日 一部改正

1. はじめに

本マニュアルは、国立研究開発法人国立成育医療研究センター病院情報システム（以下「病院情報システム」という。）を安全に管理・運用するため、国立成育医療研究センター病院情報システム運用管理規程（平成 22 年 4 月 1 日規程第 82 号。以下「運用管理規程」という。）を基に、利用者が注意すべき事項を定めたものである。

病院情報システムの利用に当たって、利用者は、本マニュアルおよび関連する内規等を遵守して、診療情報等の漏洩・改竄・滅失などが発生しないようにしなければならない。

2. 病院情報システムの利用者

病院情報システムは、業務の責任者から運用責任者に提出された『職員登録・変更及び誓約書・病院情報システム利用者登録申請書』に基づいて情報システム管理者が利用権限付与およびその期間を決定し、運用責任者により利用権限を登録された者のみ利用できる。なお、センター病院職員以外の者に対する利用者権限は、「国立研究開発法人国立成育医療研究センター病院職員以外の者に対する病院情報システム利用者権限付与規約」に定める。

3. 利用者の義務

病院情報システムの利用者は、本マニュアルのほか、情報セキュリティ規程・個人情報保護規程等の関連規程類や法令に則って病院情報システムを利用しなければならない。また、病院情報システム上の情報について守秘義務を負う。

4. 病院情報システムの利用時のセキュリティ

1) 適正な利用開始および終了処理

(1) 端末利用中に席を外す場合には、他の者にそのまま自分の権限で端末を利用されないよう、必ずログオフする。ログオフ処理をせずに席を外した場合、その間に行われた全ての操作については、ログオフ処理せずに席を外した利用者の責任とする。

(2) 利用者は、端末の利用を終了する場合には業務終了処理を行い、ログオフ状態にしなければならない。

2) ID カードの利用

- (1) 病院情報システムの端末は、ID カードを用いてログオンを行わなければならない。ただし、当該端末が ID カードを用いない設定となっている場合、および特別に運用責任者に許可された場合を除く。
- (2) 他者の ID カードを用いたログオンはいかなる場合も禁止する。

5. 病院情報システム運用管理面でのセキュリティ

1) 病院情報システムを利用する装置

利用者は、運用責任者が許可した装置以外で病院情報システムを利用してはならない。

2) 可搬記憶媒体の使用

病院情報システムにおける可搬記憶媒体（USB メモリー等）の使用は原則禁止とする。ただし、業務上やむを得ず必要な場合は所属長からシステム管理者に申請する。

3) ドキュメント管理

- (1) 重要度の高いドキュメントや帳票のコピーや持ち出しは、業務の管理者の許可を得なければならない。
- (2) 診療記録のハードコピーなど重要度の高いドキュメントや帳票が不要になった場合には、速やかにシュレッダーで破砕する。
- (3) 重要度の高いドキュメントや帳票は、鍵付きのキャビネットまたは施錠した部屋（保管庫も含む。）に保管する。

6. パスワードに関するセキュリティ

1) パスワードセキュリティ

病院情報システムの利用者は、パスワードセキュリティの侵害またはその恐れがある場合には、速かに運用責任者に報告しなければならない。

2) パスワードの利用者の責任

利用者は、パスワードの選定および使用に際しては、本ガイドラインに従わなければならない。
パスワードを失念した場合あるいは漏洩した可能性がある場合には、速やかに運用責任者に届け出なければならない。

3) 利用者 ID とパスワード管理

- (1) 利用者は、初期登録時において運用責任者より配布されたパスワードを一時利用し、有効期限までに自らのパスワードを設定する。
- (2) 自分のパスワードは、決して他者または他のグループに口外しない。また、パスワードを他者の目につく形で記載しない。
- (3) 以下に該当するものをパスワードに設定しない。
 - ① 数字のみや単語 1 語のみ、文字数が少ないなど、単純・簡素なもの
 - ② 姓名・名字・イニシャル・ニックネームなど
 - ③ 医療機関名・部署名など
 - ④ 電話番号やそれに類似するもの
 - ⑤ ユーザー識別子・ユーザー名・他のシステムの識別子

7. 診療情報の管理

診療によって得た情報は、患者を特定できる情報（患者基本情報など）を含めて、業務系システム（病院情報システム・部門システム等）以外に継続的に記載・記録し、保存（電子媒体を含む）することを禁止する。ただし、倫理審査等で正式の申請を行い承認された範囲内であり、個人情報保護規程等を遵守している場合はこの限りではない。

8. 機能の開発・運用・変更の検討依頼

利用者は、病院情報システムにおける新たな機能の開発や運用の変更を希望する場合は、システム検討依頼書に記載し、所属長の承認を得た上で情報管理部に提出する。

9. 事件または異常事象の報告

利用者は、病院情報システムに何らかの異常を認識あるいは疑った場合は、明らかに軽微なものである場合を除き、直ちに運用責任者に異常事象を報告しなければならない。

10. 教育・訓練

新たに病院情報システムを利用することになった者は、病院情報システムを利用する前に、教育研修を受けなければならない。

また利用者は、情報システム管理者が講習・研修を受講するよう求めた場合には、受講できない正当な理由がある場合を除き、これを受講しなくてはならない。